

6. 資料編

- (1) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの策定経過
- (2) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- (3) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿
- (4) 中心市宣言書
- (5) 館山市・南房総市定住自立圏形成協定書
- (6) 定住自立圏構想推進要綱

(1) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの策定経過

年月日	概要	備考
平成 21 年 7 月	3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）での定住自立圏形成の検討開始	
平成 24 年 6 月	3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）での定住自立圏形成の検討休止	
平成 30 年 12 月 21 日	館山市から南房総市へ 2 市での定住自立圏形成協議の申し入れ	
平成 31 年 2 月 7 日	南房総市から館山市へ 2 市での定住自立圏形成協議の回答（同意）	
令和元年 9 月 27 日	館山市が中心市宣言	令和元年第 3 回定例会（9 月議会）の閉会后、市長が中心市宣言を行う。
令和 2 年 7 月 3 日	館山市・南房総市定住自立圏形成協定の締結	両市長、両市議会議長が出席のもと、締結式を実施。
令和 2 年 11 月 10 日	共生ビジョンに係る館山市長インタビュー	
令和 2 年 11 月 25 日	共生ビジョンに係る南房総市長インタビュー	
令和 3 年 7 月 19 日	作業部会合同説明会	
令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会	
令和 4 年 5 月 18 日	令和 4 年度第 1 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会	
令和 4 年 6 月 6 日 ～令和 4 年 7 月 8 日	共生ビジョン（原案）に対するパブリックコメント	
令和 4 年 8 月 22 日 ～令和 4 年 8 月 31 日	令和 4 年度第 2 回館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会	新型コロナウイルス感染拡大により書面開催
令和 4 年 9 月	館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン策定	

(2) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定に基づき、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定又は変更するに当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定又は変更について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 館山市・南房総市定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(3) 館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

【任期】 令和3年10月8日から 令和5年10月7日まで

※順不同、敬称略、◎は会長、○は副会長

政策分野	委員氏名	備考	委嘱替え 任期
医療	杉本 雅樹	公益社団法人安房医師会 推薦	
福祉	小汐 聡史	社会福祉法人善隣会 推薦	R3.10.8～
	入佐 久美子		R4.3.31 R4.4.1～
子育て	石渡 秀嗣	館山市子ども・子育て会議 推薦	
	岡崎 俊明	南房総市子ども・子育て会議 推薦	
雇用	進藤 誠	館山公共職業安定所 推薦	R3.10.8～
	関 貴之		R4.3.31 R4.4.1～
商工業	井月 昇	館山市商工会議所 推薦	
教育	熊澤 洋介	千葉県安房西高等学校 推薦	
観光	上條 長永	一般社団法人館山市観光協会 推薦	
	堀江 洋一	一般社団法人南房総市観光協会 推薦	R3.10.8～
	清宮 信英		R4.5.26 R4.5.27～
公共交通	本間 裕二	館山市地域公共交通会議 推薦	
移住	八代 健正	NPO法人おせっ会 推薦	
金融	○ 小高 栄二	館山市金融団（二十日会） 推薦	R3.10.8～
	○ 石渡 雄悟		R4.3.31 R4.4.1～
議会	室 厚美	館山市議会 推薦	
	関 壽夫	南房総市議会 推薦	R3.10.8～
	木曾 貴夫		R4.3.31 R4.4.26～
外部有識者	◎ 鳴田 真也	千葉県総務部市町村課 推薦	R3.10.8～
	◎ 土屋 博章		R4.3.31 R4.4.1～

(4) 中心市宣言書

中心市宣言書

～館山市・南房総市定住自立圏構想の推進に向けて～

急激な人口の減少・少子高齢化の進展は、まちの活力を低下させるだけでなく、今あるくらしや地域の文化・コミュニティの維持すらも危うくします。

「消滅可能性都市」という衝撃的な言葉が、平成 26 年（2014 年）に日本創成会議から公表されました。これは 2040 年までの間に 20 歳から 39 歳までの女性の人口が 2010 年と比較し 5 割以下に減少すると推計される自治体の中で、全国の約半数の自治体が該当し、安房地域では館山市、南房総市、鋸南町が当てはまるものでした。

バブル崩壊に始まり、人口減少時代に突入した平成の約 30 年間は、自立した地方自治体づくりに試行錯誤を繰り返しましたが、現在の東京一極集中、首都圏への人口の流出、特に「若者の地方から都会へ」の流出にブレーキをかけられませんでした。持続可能な地域社会を維持していくためには、人口の減少はやむを得ないとしても、その傾向を緩やかにするとともに、子育て世代の人口の厚みを回復する必要があります。

こうした中、国が掲げた「地方創生」という最重要政策のもと、全ての自治体が、この人口減の流れに歯止めをかけ、合計特殊出生率の向上を目指した人口ビジョンを盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

しかし、依然として流出を止められず地方の人口減少は続いています。

本格的な人口減少社会に突入し、生産年齢人口の減少とそれに伴う老年人口割合の増加は、扶助費等義務的経費の比率を大きく増大させ、自治体の財政運営の硬直化が一層進んでいます。

近年の地方自治体の財政状況に鑑みれば、各自治体が施設や機能、公的サービスをフルセットで保持していくことは困難であり、将来にわたって安心して暮らせる地域を維持し、持続可能なまちづくりを目的とする SDGs の視点に基づくまちづくりを進めるためには、自治体の枠を越えた圏域でそれぞれの自治体を持つ都市機能や地域資源を補完し合い、有効に活用し合い、魅力ある地域を形成していくための協力的体制を強化していくことが重要と考えます。

館山市と南房総市は、房総半島の最南端、安房地域南部に位置し、三方を東京湾と太平洋に囲まれ、環境対策、農水産業の振興、地域公共交通の維持確保、移住定住対策等多くの共通課題を抱えています。

これらの課題を解決する方策の 1 つとして、地域住民の暮らしや経済活動に結びつく分野で近接する自治体が相互に連携・協力することで、それぞれの自治体が共存共栄しながら自立的かつ持続的な地域づくりを目指す「定住自立圏

構想」は、極めて有意義な政策であると考えます。

こうした考えに立って、館山市と南房総市は、両市を圏域とする「館山市・南房総市定住自立圏構想」を推進していくことが、地域住民への行政サービスを維持充実していくために必要であると考えたところです。

構想を進める上で必要条件である人口規模、昼夜間人口比率等で満たす館山市が、構想に基づく「中心市」として、隣接する南房総市とこれまで培われてきた施策や協力関係を尊重しつつ、役割を分担し、圏域全体の暮らしに必要な都市機能の整備・充実を図り、連携をさらに強化すること、そして圏域が持つ地域資源を活用するとともに、地域の力を高めながら、圏域住民それぞれが安全で安心して暮らし続けていける地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに館山市と南房総市が連携して取り組んでいくことをここに宣言します。

令和元年9月27日

館山市長 金丸謙一

1 都市機能の集積状況

○館山市における都市機能の状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能など都市機能の集積状況は概ね以下のとおりです。

分野	都市機能	施設名等
医療・福祉	救急告示病院	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター ・社会医療法人社団木下会 館山病院 ・医療法人社団慶勝会 赤門整形外科内科
	災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター
	病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人鉄蕉会 亀田病児・病後児保育室たてやま
	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園 4園 (聖アンデレ保育園、子育保育園、館山教会附属保育園、館山ユネスコ保育園) ・公立保育園 3園 (純真保育園、中央保育園、館野保育園)
	高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護施設 ・通所リハビリテーション施設 ・認知症対応型通所介護施設 ・認知症対応型共同生活介護施設 ・小規模多機能型居宅介護施設 ・看護小規模多機能型居宅介護施設 ・地域密着型通所介護施設 ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・有料老人ホーム ・サービス付高齢者専用賃貸住宅 ・養護老人ホーム ・老人福祉センター ・地域包括支援センター
	障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援施設 ・自立訓練事業所 ・入所支援施設

		<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム ・地域活動支援センター ・生活介護事業所 ・短期入所施設 ・日中一時支援事業所 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所
教育・文化・スポーツ	各種学校・専修学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立館山海上技術学校（乗船実習科） ・安房医療福祉専門学校
	特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県立安房特別支援学校 ・同 館山聾分校
	高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立館山海上技術学校（本科） ・千葉県安房西高等学校 ・千葉県立安房高等学校 ・千葉県立館山総合高等学校 ・同 定時制 ・同 水産校舎 ・あわ翔洋学園（通信制）
	中学校	・4校（一中、二中、三中、房南中（房南学園））
	小学校	・10校（船形小、那古小、北条小、館山小、西岬小、房南小（房南学園）、豊房小、神余小、館野小、九重小）
	こども園・幼稚園、学童クラブ等	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園3園（船形こども園、房南こども園、九重こども園） ・私立幼稚園1園（館山白百合幼稚園） ・公立幼稚園6園（那古幼稚園、北条幼稚園、館山幼稚園、西岬幼稚園、豊房幼稚園、館野幼稚園） ・学童クラブ8クラブ（公設：船形、那古、北条、館山、豊房、館野、九重 民設：神戸） ・元気な広場（子育て交流施設） ・家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）
	図書館・博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・市図書館 ・市立博物館（本館、館山城【八犬伝博物館】、

		渚の博物館)
	ホール	・千葉県南総文化ホール(1,200席大ホール、300席小ホール、会議室他)
	コミュニティセンター等	・市コミュニティセンター(中央公民館、北条地区学習等供用施設、保健センター) ・中央地区学習等供用施設(菜の花ホール) ・那古船形地区学習等供用施設(若潮ホール) ・豊津地区学習等供用施設(豊津ホール)
	スポーツ施設	・千葉県立館山運動公園(体育館、トレーニングルーム、野球場、少年野球場、テニスコート、多目的運動場、その他) ・市営市民運動場(野球場、庭球場、多目的グラウンド) ・市営出野尾多目的広場 ・市営25メートル室内温水プール ・市営50メートルプール ・市営市民体育館 ・市営西岬市民体育館 ・市営弓道場、弓道遠的射場 ・市営第一柔剣道場
観光・都市公園	観光施設等	・道の駅南房パラダイス(アロハガーデン館山) ・館山ファミリーパーク ・みなとオアシス“渚の駅”たてやま ・館山海軍航空隊赤山地下壕跡 ・館山海中観光船
	都市公園	・都市公園10か所(内訳) 街区公園4か所(中村公園、根岸公園、船形公園、館山駅西口公園) 近隣公園1か所(北条中央公園) 地区公園1か所(宮城公園) 総合公園1か所(城山公園) 運動公園1か所(館山運動公園) 風致公園2か所(沖ノ島公園、高ノ島公園)
商業・業務	大規模小売店舗、金融機関・郵便局	・大規模小売店舗10店舗(店舗面積1,000㎡超) ・金融機関(日本政策金融公庫1店舗、千葉銀

		<p>行 2 店舗、京葉銀行 1 店舗、千葉興業銀行 1 店舗、館山信用金庫 3 店舗、君津信用組合 1 店舗、中央労働金庫 1 店舗、千葉県信漁連 1 店舗、安房農協 5 店舗、西岬漁協 1 店舗、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券 2 店舗（水戸証券、東洋証券） ・郵便局 13 局
道路・交通・港湾	国道・県道・都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 127 号、国道 128 号、国道 410 号 ・県道（主要地方道 2 路線、一般県道 10 路線、自転車道線 1 路線） ・都市計画道路 11 路線 <ul style="list-style-type: none"> 整備済み：2 路線 一部整備済み：5 路線（うち一部整備中：1 路線） 未整備：4 路線
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 内房線（那古船形駅、館山駅、九重駅）
	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・高速バス 4 路線 <p>69 往復（東京駅行き 27 往復、新宿駅行き 11 往復、羽田空港横浜駅行き 8 往復、千葉駅行き 23 往復）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス 8 路線 11 系統（南房州本線、洲崎線、市内線、平群線、丸線、鴨川線、白浜千倉館山線、豊房線）
	海上交通	<ul style="list-style-type: none"> ・高速ジェット船（春の季節運航 東京：館山：大島）
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・館山港（地方港湾）
行政	国	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉地方裁判所館山支局 ・千葉家庭裁判所館山支局 ・館山簡易裁判所 ・館山区検察庁 ・千葉地方法務局館山支局 ・館山税務署 ・館山公共職業安定所（ハローワーク館山） ・千葉運輸支局館山出張車検場 ・第 21 航空群館山航空基地 ・千葉海上保安部館山分室
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・安房地域振興事務所

		<ul style="list-style-type: none"> ・安房健康福祉センター（安房保健所） ・安房土木事務所 ・安房農業事務所 ・館山県税事務所 ・館山水産事務所 ・南部漁港事務所 ・館山警察署（7駐在所、2交番） ・教育庁南房総教育事務所安房分室 ・千葉県生涯大学校南房学園 ・農林総合研究センター暖地園芸研究所 ・千葉県立館山野鳥の森 ・千葉県立館山運動公園 ・千葉県南総文化ホール
	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・三芳水道企業団 ・安房郡市広域市町村圏事務組合（常備消防、火葬場等） ・館山消防署、西岬分署、神戸分遣所
その他	衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・館山市環境保全協業組合
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・館山商工会議所 ・館山労働基準協会 ・安房教育会館 ・公益社団法人 館山法人会 ・一般社団法人 館山交通安全協会

2 連携市（館山市・南房総市）の住民による都市機能の利用状況等

主な施設等の利用状況等は、以下のとおりです。

①医療

○館山市・南房総市の医療施設数（平成29年度）

市名	病院		一般診療所		歯科診療所	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
館山市	5	771	41	88	26	—
南房総市	3	452	24	14	17	—

出典：「千葉県衛生統計年報」千葉県健康福祉指導課

○館山市・南房総市の医療関係従事者数（平成 28 年度）

市名	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
館山市	122	44	113	24.1	9.9	391.9	212.0
南房総市	34	21	38	19.8	1.0	175.2	129.2

出典：「千葉県衛生統計年報」千葉県健康福祉指導課
「千葉県看護の現況」千葉県医療整備課

○館山市・南房総市の救急告示病院（平成 30 年度）

病院名	診療科目数	病床数
安房地域医療センター （館山市）	22	一般病床 149
館山病院 （館山市）	17	一般病床 148 療養病床 60
赤門整形外科内科 （館山市）	5	一般病床 19
富山国保病院 （南房総市）	7	一般病床 47 感染症病床 4

出典：千葉県ホームページ、千葉県医療情報提供システム「ちば医療ナビ」

○館山市・南房総市の救急告示病院の外来患者数の状況（平成 30 年度）

病院名	外来患者数（1日平均）
安房地域医療センター（館山市）	456.9 人
館山病院（館山市）	218.8 人
赤門整形外科内科（館山市）	284.3 人
富山国保病院（南房総市）	73.1 人

出典：千葉県医療情報提供システム「ちば医療ナビ」

○各市町への救急出動等の状況（平成 29 年度）

市名	出動件数	搬送人員
館山市	3,496 人	3,100 人
南房総市	2,173 人	1,992 人
鴨川市（参考）	1,645 人	1,377 人
鋸南町（参考）	537 人	474 人

出典：安房郡市広域市町村圏事務組合の概要

②教育・文化・スポーツ

○館山市・南房総市の図書館の利用状況（平成 29 年度）

施設名	蔵書数	貸出件数
館山市図書館	155,885 冊	149,280 件
南房総市図書館	129,551 冊	99,449 件

出典：館山市の統計 2018、千葉県図書館 2018

○館山市・南房総市の博物館等の利用状況（平成 30 年度）

施設名	入館者等数
館山市立博物館本館・館山城（八犬伝博物館）	50,338 人
館山市立博物館（渚の博物館）	204,399 人
館山市赤山地下壕跡	33,853 人

出典：館山市担当課調

○館山市・南房総市の中央公民館等の利用状況（平成 29 年度）

施設名	利用者数
館山市コミュニティセンター（中央公民館、北条地区学習等供用施設、保健センター）	142,323 人
館山市中央地区学習等供用施設（菜の花ホール）	35,048 人
館山市館山地区学習等供用施設（豊津ホール）	12,226 人
館山市那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）	15,081 人
館山市元気な広場	25,814 人
南房総市丸山公民館	21,891 人
南房総市富山コミュニティセンター	25,431 人
南房総市とみうら元気倶楽部	36,359 人
南房総市三芳公民館（三芳農村環境改善センター）	29,770 人
南房総市白浜コミュニティセンター	18,971 人
南房総市千倉保健センター	19,420 人
南房総市和田コミュニティセンター	13,905 人

出典：館山市の統計 2018、南房総市施設利用者調

○館山市・南房総市のホールの利用状況

施設名	利用者数（人）
千葉県南総文化ホール（館山市）	144,599 人（H29 年度 施設全体利用者数）

南房総市フローラルホール (南房総市)	9,277 人 (H30 年度 宿泊利用者数)
------------------------	-------------------------

出典：千葉県ホームページ、南房総市施設利用者調

○スポーツ施設の利用状況 (平成 29 年度)

施設名	利用者数 (人)
千葉県館山運動公園 (館山市)	190,703 人 (下記の有料施設利用者数) ・体育館・トレーニングルーム・野球場・少年野球場・テニスコート・多目的運動場
館山市営市民運動場 (館山市)	・野球場 4,189 人 ・庭球場 3,265 人 ・多目的グラウンド 10,863 人
館山市営市民体育館 (館山市)	・体育館 9,680 人
館山市営西岬市民体育館 (館山市)	・体育館 8,964 人
館山市営出野尾多目的広場 (館山市)	・サッカー利用 9,690 人
館山市営 25 メートル室内温水プール (館山市)	・25 メートル温水プール 16,911 人
館山市営 50 メートルプール (館山市)	・50 メートルプール 5,091 人
館山市営弓道場・弓道遠的射場 (館山市)	・弓道場 4,625 人 ・弓道遠的射場 40 人
館山市営第一柔剣道場 (館山市)	・柔道、剣道等 4,246 人
南房総市千倉総合運動公園 (南房総市旧千倉町)	・体育館 10,868 人 ・野球場 10,318 人 ・多目的広場 13,324 人 ・武道場 4,463 人 ・テニスコート 4,697 人 ・室内プール 9,325 人
南房総市富浦体育館 (南房総市旧富浦町)	・体育館 33,562 人
南房総市富山ふれあいスポーツセンター (南房総市旧富山町)	34,264 人
南房総市柔剣道場 (南房総市旧三芳村)	・柔剣道場 4,424 人
南房総市弓道場 (南房総市旧三芳村)	・弓道場 1,070 人

南房総市富山多目的運動広場 (南房総市旧富山町)	・野球場	9,327 人
南房総市丸山運動広場 (南房総市旧丸山町)	・体育館	21,808 人
	・サッカー場	10,514 人

出典：館山市の統計 2018、南房総市社会体育施設利用人数調 2018

③商業・観光施設

○館山市・南房総市の商業施設年間商品販売額等の状況

区分	事業所数	従業者数	年間商品販売額合計 (百万円)	うち卸売業 (百万円)	うち小売業 (百万円)
館山市	629	4,320 人	97,669	29,739	67,930
南房総市	479	1,873 人	29,165	8,147	21,019

資料：平成 28 年度経済センサス

○安房 4 市町の大規模小売店舗 (店舗面積 1000 m²超) の出店状況

区分	大規模小売店舗数	売場面積 (m ²)
館山市	9 店	63,835 m ²
南房総市	0	0
鴨川市 (参考)	(4 店)	(28,930 m ²)
鋸南町 (参考)	(2 店)	(X)

資料：平成 26 年度千葉県商業統計調査 (X は特定されるため示さず)

○安房 4 市町の自治体別地元購買率

区分	衣料品	食料品	飲食
館山市	74.4%	97.0%	95.7%
南房総市	2.2%	30.2%	1.6%
鴨川市 (参考)	(44.7%)	(94.6%)	(75.4%)
鋸南町 (参考)	(0.3%)	(65.3%)	(1.6%)

資料：平成 30 年度千葉県消費者購買動向調査

○館山商圏の自治体別吸引率・商圏人口・吸引人口

区分	商圏人口	吸引人口	割合
館山市	46,011	34,232	74.4%
南房総市	37,152	28,310	76.2%
鋸南町 (参考)	7,597	4,703	61.9%

【上記第1次商圏】	【90,760】	【67,245】	【74.1%】
鴨川市（参考）	32,701	3,728	11.4%
【上記第2次商圏】	【32,701】	【3,728】	【11.4%】

資料：平成30年度千葉県消費者購買動向調査

○館山市・南房総市の道の駅等の利用者数（平成30年度）

施設名	利用者数（人）
道の駅南房パラダイス（館山市）	5.2万人
みなとオアシス“渚の駅”たてやま（館山市）	38.2万人
道の駅とみうら枇杷倶楽部（南房総市）	54.5万人
道の駅おおつの里花倶楽部（南房総市）	7.2万人
道の駅富楽里とみやま（南房総市）	49.7万人
道の駅「三芳村」郷の里（南房総市）	35.1万人
道の駅白浜野島崎（南房総市）	7.6万人
道の駅ちくら潮風王国（南房総市）	25.3万人
道の駅和田浦WA・O！（南房総市）	32.2万人
道の駅ローズマリー公園（はなまる市場）（南房総市）	16.9万人

出典：館山市・南房総市担当課調

④公共交通

○鉄道駅の乗車人員の状況（平成29年乗車人員データ）

市域名（北から）	駅名	乗車人員
南房総市	① 岩井駅	282人
	② 富浦駅	215人
館山市	③ 那古船形駅	175人
	④ 館山駅	1,692人
	⑤ 九重駅	—
南房総市	⑥ 千倉駅	349人
	⑦ 千歳駅	—
	⑧ 南三原駅	487人
	⑨ 和田浦駅	—

出典：平成30年千葉県統計年鑑（東日本旅客鉄道（株）千葉支社）

○路線バスの利用状況（平成 29 年度）

路線名	一日平均乗車人員
南房州本線（館山駅：神戸：白浜 JRバス関東）	274 人
南房州本線（館山駅：南パラ：白浜 JRバス関東）	137 人
洲崎線（館山駅：洲崎：伊戸 JRバス関東）	226 人
洲崎線（館山駅：小沼：伊戸 JRバス関東）	21 人
市内線（館山日東バス）	318 人
平群線（館山日東バス）	22.3 人
丸線（館山日東バス）	20.3 人
丸・細田線（館山日東バス）	2.4 人
千倉線（館山日東バス）	49.1 人
館山鴨川線（館山日東バス）	140.9 人
豊房線（館山日東バス）	28.1 人
南房総市営路線バス（富浦線）	2 人
南房総市営路線バス（富山線）	24 人
南房総市営路線バス（スクール混乗・北三原線）	5.8 人
南房総市営路線バス（スクール混乗・丸山線）	2 人

出典：館山市の統計 2018、南房総市バス利用者実績調 2017

○高速バスの利用状況（平成 29 年度）

路線名	利用者数
房総なのはな号（白浜・館山～東京）	406,148 人
新宿なのはな号（館山～新宿）	132,663 人
南総里見号（白浜・館山～千葉）	284,830 人
館山～羽田空港・横浜	86,920 人

資料：館山市の統計 2018

○タクシーの保有台数（平成 30 年 1 月 1 日現在）

市域（事業者数）	保有台数
館山市（4 社）	30 台
南房総市（2 社）	8 台

資料：館山市の統計等

○海上交通（季節運航）の利用状況

単位：人

便名 高速ジェット船 春の季節運航	利用者数
東京→館山	573人
館山→伊豆大島	5,573人
伊豆大島→館山	3,985人
館山→東京	577人

資料：高速ジェット船実績一覧

○富津館山道路 富浦インターチェンジの利用状況（平成30年度）

入口台数		出口台数	
総数	約172万台	総数	約180万台
一日平均	約4,700台	一日平均	約4,900台

資料：東日本高速道路（株）関東支社

⑤館山市への通勤通学の状況

区分	常住就業者通学者数（人）	館山市への通勤通学者数（人）	左の割合（%）
館山市	23,573	18,096	76.8
南房総市	20,351	4,415	21.7
【上記2市の小計】	【43,924】	【22,511】	【51.2】
鋸南町（参考）	4,257	499	11.7
鴨川市（参考）	18,265	684	3.7
【安房4市町の合計】	【66,446】	【23,694】	【35.7】

資料：平成27年度国勢調査

3 館山市と南房総市との間で想定される連携施策

館山市と南房総市が「定住自立圏構想」を推進するに当たり必要な3つの区分に基づき想定される取組については以下のとおりです。

今後、2市で協定を締結するとともに、共生ビジョンを策定し、具体的な連携施策を協議し、位置づけ実施していきます。

(1) 生活機能の強化のための取組

①医療

圏域の住民が安全で安心して地域で暮らせるように、地域医療の維持・充実・強化につながる取組

②福祉

子育て支援を中心とした連携しての取組

③産業振興

働く場・働き手の確保対策、甚大化する有害鳥獣被害への対策、地域資源を活かした観光振興、道の駅等を中心とした地場産品の販売促進等及び国指定の伝統的工芸品「房州うちわ」の伝承のための取組

④その他

上記の他、圏域内での生活機能の強化に関する取組

(2) 結びつきやネットワークの強化のための取組

①地域公共交通

路線バス等公共交通の維持や利便性向上のための取組

②道路等インフラの整備促進

館山市と南房総市を結ぶ生活幹線道路の整備や生活インフラ、自転車走行環境の整備

③地域内外の住民との交流・移住定住の促進

相談体制の充実強化による移住定住の促進や体験観光、婚活、ふるさと納税等を通じた関係人口・交流人口を拡大するための取組

④その他

上記の他、圏域内の結びつきやネットワークの強化に関する取組

(3) 圏域マネジメント能力の強化のための取組

①人材の育成

自主防災組織をリードする人材の育成に関する取組

②民間の専門人材の活用

市民協働やシティプロモーションの推進等のため外部民間人材の活用による専門的な知見の習得など職員の能力向上に関する取組

③その他

上記の他、圏域マネジメント能力の強化に関する取組

館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書



館山市 マスコットキャラクター
ダッポ
©studio crocodile・館山市



南房総市イメージキャラクター「みなたん」

館山市・南房総市

館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書

館山市と南房総市は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、定住自立圏構想の推進に当たり必要な中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った館山市と当該宣言に賛同した南房総市が、連携と協力により、定住に必要な都市機能及び生活機能を高め、持続可能な社会基盤を築き、館山市及び南房総市の圏域（以下「圏域」という。）の活性化を図り、もって、館山市民及び南房総市民が将来にわたって安心して暮らし続けることができる、魅力のある圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 館山市及び南房総市は、前条に規定する目的を達成するため次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図るとともに、地域資源を有効活用し、取り組むものとする。

(連携する政策分野及び取組の内容並びに役割分担)

第3条 館山市及び南房総市が相互に役割を分担して連携を図り取り組む政策分野及び取組の内容並びに役割分担は、別表のとおりとする。

(執行に当たっての連携協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組の推進に当たり必要な費用は、定住自立圏構想の財政措置を基本とし、館山市及び南房総市が協議し当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担については、その都度協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 館山市及び南房総市は、この協定を変更しようとする場合は、協議してこれを定めるものとする。この場合において、館山市及び南房総市は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 館山市及び南房総市は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ

め議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、館山市及び南房総市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、館山市及び南房総市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月3日

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市

館山市長

金丸謙一

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市

南房総市長

石井裕

別表

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

①地域医療の維持・充実

取組の内容	圏域の医療体制の維持・充実を図るため、救急医療事業等を支援する。 また、看護師等の医療人材の育成・確保のための必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 福祉

①子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実

取組の内容	官民連携により、保護者の子育てと就労の両立を図れる、子育てしやすい環境づくりを推進する。また、子どもの出生数の増に向けた取組を行う。 多様な障害者のニーズに対応した取組を行う。 高齢者福祉に必要となる介護人材の確保や高齢者等の移動困難者支援などの取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

(3) 防災

①災害に強いまちづくりの推進

取組の内容	激甚化しつつある自然災害に対し、圏域市民等の被害を最小限にとどめる取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。

(4) 産業振興

①農林水産業の振興

取組の内容	圏域内の特色ある農林水産業の活性化に資する必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。

②商工業の振興

取組の内容	圏域内の商工業の活性化を図るため、商工会議所、商工会等の関係団体との連携により、賑わいの創出、雇用促進、事業承継等のための取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。

③観光の振興

取組の内容	圏域内の自然・歴史・文化、産業等の地域資源を活かした広域観光を推進し、来訪者や交流人口を拡大するため、圏域の魅力の向上や圏域内外への情報発信等に必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。

(5) 環境

①自然環境の保全・循環型社会の構築

取組の内容	圏域内の豊かな自然環境を守っていくため、環境保全、循環型社会の構築のための取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。

(6) 教育

①教育の振興

取組の内容	圏域の児童生徒一人ひとりの成長を支え可能性を伸ばすために、児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。 児童生徒を取り巻く問題に対応する機関の充実を図るとともに、対応する教職員の資質能力の向上を図る。 圏域の歴史・文化・自然等について、一層の理解を深めるため、生涯学習活動の振興・連携を図るとともに、スポーツの振興に努める。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 交通

①交通ネットワーク等の維持・整備

取組の内容	圏域内の交通ネットワークを維持・整備し、通学、通院、通勤等の交通手段を確保するため、交通事業者その他の関係機関と連携して、バス、鉄道等の公共交通の充実に向けた取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。

(2) 道路

①道路等の整備促進

取組の内容	館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の整備を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の館山市域分について整備を行う。
南房総市の役割	館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の南房総市域分について整備を行う。

(3) 移住・定住・交流

①地域内外の住民との交流・移住定住の促進

取組の内容	圏域内の人口減少に歯止めをかけるため、圏域内への移住定住の促進、圏域内外との交流人口及びふるさと納税等による関係人口の拡大に向けた取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域マネジメント能力の強化

①圏域の人材及び職員の育成並びに民間の専門人材の活用

取組の内容	圏域のマネジメント能力の強化に向け、外部専門家の活用等を行う。 また、圏域市民の協働の促進、職員の資質向上等を図るための取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、企画及び運営を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、企画及び運営を行う。

②圏域マネジメントの能力の強化に係る取組

取組の内容	効率的な行政システム構築に向け、先進技術の導入や事務の共同処理化に努め、圏域市民の利便性向上と業務の効率化を図る。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域市民の利便性向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域市民の利便性の向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。

(6) 定住自立圏構想推進要綱

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定
平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正
平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正
平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正
平成28年9月23日（総行応第293号）一部改正
平成29年10月5日（総行応第352号）一部改正
平成30年9月3日（総行応239号）一部改正
令和3年6月9日（総行応第109号）一部改正

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居

住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も

期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

- (4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携
複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成27年10月1日現在の数値（平成27年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成27年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあつては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であつて三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあつては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

（1）中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確認し、地域の魅力を向上させていくという観点

から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
 - ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
 - ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組
 - ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
 - ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称
- (3) 中心市宣言書の変更又は取消し
- 中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。
- (4) 中心市宣言書の公表
- 中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。
- (5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例
- 第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

(1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体

の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

f 環境

圏域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO₂吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

g 防災

圏域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の

- 販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携
 - f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- 地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。
- a 宣言中心市等における人材の育成
 - b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
 - c 圏域内市町村の職員等の交流
 - d a から c までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合

において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6(1)に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4(5)の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、(2)①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自

治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにおいては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key Performance Indicator）等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は

変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討にあたっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

(8) その他

近隣市町村は、定住自立圏共生ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言中心市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・

通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4(4)の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4(2)④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定等又は第6(6)の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6(6)の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものと

する。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあつて当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われ

ているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成 27 年 9 月 30 日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第 3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第 2 の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第 3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災
地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第2の規
定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住
自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができ
る。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。